

消費税・地方消費税（個人事業者）の

確定申告と納税は正しくお早めに

令和6年分の個人事業者の方の消費税および地方消費税の確定申告は、令和7年3月31日（月）が申告・納付の期限となっています。ぜひご自宅からe・Taxをご活用ください。

なお、税務署などの確定申告会場には例年多数の方が訪れています。会場への入場には「入場整理券」が必要となりますので、国税庁ホームページで入手方法等の詳細をご確認ください。

国税庁ホームページから確定申告（e・Tax）

消費税および地方消費税の申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から作成・送信ができます。画面の案内に沿って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され申告書等を作成することができ、作成した申告書等をe・Tax送信することで、税務署に行かずに自宅から申告できますので、ぜひご利用ください。e・Taxに関する情報は、e・Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）へ

個人事業者の方の消費税および地方消費税の確定申告について

【令和6年分において課税事業者となる個人事業者の方】

- ①令和4年分の課税売上高が1,000万円を超える事業者
 - ②令和4年分の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、令和5年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者
 - ③①、②に該当しない場合で、令和5年1月1日から令和5年6月30日までの期間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超える事業者
- なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。
- ※事業の用に供していた建物や機械などの譲渡収入も、課税売上高に含まれます。
- ④インボイス発行事業者の登録を受けている事業者
- 【申告に当たっての留意点】

- 課税事業者となる方は、令和6年分（課税期間）の課税売上高が1,000万円以下であっても、令和6年分の消費税および地方消費税の申告・納付が必要です。
- 令和4年分の課税売上高が5,000万円以下で、令和5年12月末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している課税事業者の方は、「消費税及び地方消費税の確定申告書（簡易課税用）」を提出してください。これ以外の課税事業者の方は、「消費税及び地方消費税の確定申告書（一般用）」を提出してください。
- 消費税および地方消費税の確定申告書には、課税期間中の課税売上げの額および課税仕入れ等の税額の明細等を記載した書類（一般用については、「付表1・3.2・3」、簡易課税用については「付表4・3.5・3」）を添付してください。
- 還付税額のある申告書を提出される方は、「消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）」を添付してください。
- 消費税および地方消費税の確定申告書には、マイナンバー（個人番号）の記載および申告されるご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要となりますのでご注意ください。ただし、還付申告（申告書⑧欄に金額を記載した申告書）以外の確定申告書を提出する場合（相続人の方が提出する場合を除きます。）は当該提示等を省略することができます。
- 免税事業者の方がインボイス発行事業者の登録を受けた場合、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

納期限と振替納税の利用について

確定申告による消費税および地方消費税の納期限および振替日は、次のとおりです。

○納期限…令和7年3月31日（月）

○振替日…令和7年4月30日（水）

振替納税は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を納期限までに提出していただくだけで、ご指定の預貯金口座から振替日に自動的に納税が行われます。納税のために金融機関または税務署に出向く必要もなく、預貯金残高を確認しておくだけで納付手続を済ませることができる、大変便利で確実な納付方法ですので、ぜひご利用ください。

「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」は、自宅からe・Taxで提出することができます。

振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。

振替納税に関する情報は、国税庁ホームページをご覧ください。

税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス <https://www.nta.go.jp>

確定申告を

受け付けます

令和6年分所得税・復興特別所得税の確定申告および令和7年度町道民税の申告を受け付けますので、次の事項に該当する方は、必ず申告してください。

なお、申告受付会場は非常に込み合い、長時間お待ちさせる場合があります。医療費控除の明細書や収支計算書などは、事前に作成したうえでお越しく下さい。

問合せ先

役場住民課住民税係
☎574・2213

■申告しなければならぬ方

- 令和7年1月1日現在、豊頃町に住所を有し、次に該当する方
- 令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に、何らかの所得があったすべての方

○給与所得者で年末調整をされていない方、また、年末調整をされている方でも他の事業所等から給与を受けている方

○今後、児童手当・保育所入所・扶養認定などのために、所得証明書等が必要となる方

○所得税、町道民税の控除額が違うなどの理由のため、所得税の確定申告は必要ないが、町道民税の申告が必要な方

○国民健康保険に加入していて所得税、町道民税の申告をしていない方

■申告のときに必要なもの

- 印鑑（振替納税を希望される方は、銀行に届けている印鑑）
- 給与・賃金・年金などを受けている方は、源泉徴収票または支払者の証明書
- 事業を行っている方は、収支、経費の分かる明細書
- 生命保険料、地震保険料、国民年金等の領収書や証明書（控除を受ける際には、証明書が必要です。）
- 医療費控除の申告をする方は、領収書または、医療費のお知らせハガキ等を

持参いただき、受診者・医療機関ごとに計算してお持ちください。※支払った医療費が戻るわけではありませんので、ご注意ください。

○所得税および復興特別所得税の振替納税または還付請求をする方は、本人が開設している銀行等の口座番号

※申告書の関係用紙は受付時にお渡ししますが、事前に必要な方は、住民課に請求してください。

公的年金等を受給されている方の確定申告について

次のいずれにも該当する場合には、計算の結果、納税額がある場合でも、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

- 公的年金等の収入金額が400万円以下（複数から受給されている場合は、その合計額）
- 公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

令和5年10月1日からインボイス制度が開始されました

インボイス発行事業者の登録を受けている事業者の方は、申告が必要です。なお、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になった場合、売上税額の2割を消費税の納付金額とすることができるとの特例（2割特例）が設けられています。詳しくは国税庁ホームページ内の「インボイス制度特設サイト」へ。

問合せ…十勝池田税務署 ☎572・2171

問合せ先

役場住民課住民税係
☎574・2213

※「十勝池田税務署」（池田町字旭町1丁目8番地8）では、混雑を回避するため、会場への入場には「入場整理券」（会場で当日配付または国税庁LINE公式アカウントで事前発行）が必要です。

配付状況に応じて、後日来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。